

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成28年5月6日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人社会的就労支援センター 京都フラワー

(2) 代表者名

堀田 正基

(3) 主たる事務所の所在地

京都市南区西九条東柳ノ内町43番地

(4) 定款に記載された目的

日本の経済環境を俯瞰すれば、雇用問題、特に完全雇用は厳しくなっており、障害者も健常者も何らかの要因によって労働市場から排除される傾向が広がっている。特定非営利活動法人社会的就労支援センター京都フラワーは、就労継続支援A型事業のフレームを活用し、障害者、健常者の分け隔てなく、生産・事業活動を通じて労働・訓練の機会の提供を実施し、社会から排除された人達の、労働市場・社会活動への統合を実現する所存である。

2 申請年月日

平成28年4月18日

(文化市民局地域自治推進室)